

第34回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月6日(木)午後1時30分から午後3時25分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員(24人)

1番	清水静枝	2番	浦恩城由子
3番	佐藤勲	5番	寺崎正親
6番	酒井孝	7番	今井隆
8番	須田直子	9番	信澤健治
10番	中沢幸子	11番	山田孝夫
12番	井田裕	13番	大河原藤雄
14番	塚越勤	15番	永井保伸
16番	石川大輔	17番	加藤精一
18番	福田敬一	19番	石井多加志
20番	清水悟	21番	松田健
22番	飯野利貞	23番	新井元
24番	堀越良和	25番	吉田春美

4 欠席委員(0人)

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木秀明
局長補佐	河野一則
局長補佐	荒木聡
係長	羽鳥大樹
主任主事	清水賢太郎
主任主事	飯塚淳
主任主事	安藤優太
主任主事	引田めぐみ
主任主事	高柳匡秀
主任主事	岩井道裕

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第34回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

お願いします。

○会長（今井 隆） 委員及び事務局の皆様、こんにちは。今日は、本当穏やかで静かで良い日ですね、皆さんには仕事でお疲れの後でご出席いただきありがとうございます。だいぶ桜も散って葉桜、色々な木々も芽吹いていよいよ春本番、これから夏に向かうということで、皆さんも仕事が忙しいと思います。

こういう世の中、減少しているのが、子供の出生率と農家数ですよ。今、子供の数が減っている原因、いろいろ支援事業、国の方でもやっていますけど、それほど子供の数が増えるかなと思うんですが、やっぱり、子育てに時間を取られて自分の自由な時間が無くなるかなと、そう考える若い人が増えてきたのかなと感じます。そして、農家数もどんどん減っていて、今、農業者が一番要望しているのは生産したものが適正価格で販売できるようにしてもらいたいということです。農業経営が厳しい中、そのやり方で、経費削減をしながら生産している人も居ると思うんですけど、加工食品みたいに値段決めて売るのがなかなか難しい。全部統一した物なら同じ値段で適正価格で売れるでしょうけど、その辺が厳しいと思って、何とか農業者の要望に応えていただけるように国の方も考えていただければいいと思うんですけど。そんなことも願望ですけど、そんな世の中になることを期待して、今日は第34回の農業委員会総会ということで、そのあと農業委員会公害対策委員会、引き続きやりますので、最後までよろしく願い申し上げまして、総会にあたりましての挨拶いたします。よろしく願い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

では、今後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。お願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第34回農業委員会総会を開催いたします。

初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は全員出席で、全24名中24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして議事録署名委員の指名及び書記の任命に入ります。

まず初めに、皆さんにお伺いいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号3番、佐藤勲委員並びに23番、新井元委員の2名を指名いたします。な

お、書記の任命ですが、事務局の清水主任主事を任命いたします。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては農地法第4条許可、転用目的は一般住宅でございまして、平成10年11月16日許可、高農委指令第1549号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。

2番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、転用目的は一般住宅でございまして、令和2年7月22日許可、高農委指令第1256号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、譲渡人が死亡したためとのこととでございます。なお、関連連案件としまして許可取消後の5条許可申請案件議案書27ページ議案5号ナンバー36が提出されております。

以上、農地法関係許可取消願は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 取消願の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては農地法第3条許可、契約内容は地上権、令和2年5月22日許可、高農委指令第57号でございました。こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、分筆し地番と面積が変更となったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内

容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとのこと
とでございます。こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は令和2年5月22日から令和
12年5月21日までの10年間でございます。なお、こちらの案件につきましては次のナンバー2と計
画変更後の地上権設定の3条許可申請、議案書11ページ第3号ナンバー8及び太陽光発電設備の支
柱部分の一時転用5条許可申請議案書25ページ議案5号ナンバー28が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続す
る太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年5月22日許可、高農委指令第1111号でござい
ました。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年5月22日から令和12年5月
21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、分筆し地番と面積が変更となったた
めとのこととでございます。変更後の計画につきましては転用の目的は支柱を立てて営農を継続する
太陽光発電設備設置用地として土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設
置したいとのこととでございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年5
月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。なお、関連案件といたしまして、先のナン
バー1とナンバー1で説明した関連案件と同一でございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約内容は地上権、令和2年5月22日
許可、高農委指令第57号でございました。こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は令
和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽
光発電事業者が変更となったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容
は地上権、太陽光発電事業者が変更となったため、新たに地上権を設定したいとのこととございま
す。こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は令和5年4月25日から令和8年4月25日
までの3年間でございます。なお、関連案件といたしまして、次のナンバー4と計画変更後の地上
権設定の3条許可申請、議案書12ページ議案3号ナンバー9及び太陽光発電設備の支柱部分の一時
転用の5条許可申請、議案書26ページ議案5号ナンバー29が提出されております。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続
する太陽光発電設備設置用地として、令和2年5月22日許可、高農委指令第1111号でございました。
こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年5月22日から令和12年5月21日までの
10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電事業者が変更となったためとのこと
とでございます。変更後の計画につきましては転用の目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電
設備設置用地として土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置した
いとのこととでございます。こちらは一時転用の申請でございまして転用期間は令和5年4月25日か
ら令和8年4月25日までの3年間でございます。なお、関連案件といたしまして、先のナンバー3
とナンバー3で説明した関連案件と同一でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は4件でございます。ご審議のほどよろしくお

願います。

○会長 事務局の説明は終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質問等をお受けいたします。

承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

2番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けて耕作したいとの申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

8番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。また、さきにご審議いただきました事業者変更の計画変更申請、議案書5、6ページ、議案第2号ナンバー1とナンバー2と太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書25ページ、議案第5号ナンバー28が関連案件でございます。

9番 契約内容は地上権の設定、太陽光発電事業者が変更となったため、新たに設定したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては令和5年4月25日から令和8年4月25日までの3年間でございます。また、さきにご審議いただきました事業者変更の計画変更申請、議案書7、8ページ、議案第2号ナンバー3とナンバー4、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書26ページ、議案第5号ナンバー29が関連案件でございます。

10番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては令和5年4月25日から令和8年4月25日までの3年間でございます。また、さきにご審議いただきました太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書26ページ、議案第5号ナンバー31が関連案件でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

16番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては令和5年4月24日から令和8年4月24日までの3年間でございます。また、さきにご審議いただきました太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書30ページ、議案第5号ナンバー46が関連案件でございます。

17番ですが、まず初めに議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日、「令和8年4月23日」を「令和6年4月23日」に訂正をお願いいたします。

こちら先日の事前協議にて、収量が許可要件を満たしていないことから、今回につきましても3年の更新ではなく1年更新で、また来年の営農状況を見て今後の方針の判断をしたらどうかというご意見をいただきましたので、それを受けて申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を「1年」に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

17番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては令和5年4月24日から令和

6年4月23日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書19ページ、議案第5号ナンバー2が関連案件でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらで説明させていただきます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は17件でございます。なお、この17件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 3条の説明が終わりましたので、これより審議に入り、皆さんから質疑をお受けいたします。

農業経営拡大のためと何件かあるが、品目は野菜関係が多いのか。果樹だとか野菜だとか、だいたい良いので、参考のために。

○事務局 11番については田で、稲作をされる、12番については地目は畑なんです、主に稲作です。

14番の方は畑で野菜を作られています。

○会長 15番の貸付地は利用権か。

○事務局 利用権設定です。

○会長 どうでしょうか。皆さんから何か。

○21番松田委員 ナンバー5の養鶏業で飼料の自給を拡大したいとあるが、何を自給するのか。

○事務局 畑を購入し、トウモロコシを作付する計画です。輸入飼料が高騰しているため、自分たちで耕作して確保したいという意向です。

○会長 他に何かありますか。無ければ許可といたしますが、よろしいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続きまして議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 貸家の敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地658.30平米と一体利用の申請でございます。

2番 所有するアパートの駐車場が不足するため申請地を使用したいという露天駐車場の申請でございます。

3番 入居の需要が見込まれる申請地にアパートを建築したいという長屋建て住宅の申請ござ

いまして、宅地234.11平米と一体利用の計画でございます。

4番 借家住まいをしているが手狭なため申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

5番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地696.05平米と一体利用の計画でございます。

6番 牧場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという牧場用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入り、皆さんから質疑をお受けいたします。

○会長 異議がなさそうなので、許可相当といたしますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1及びナンバー2については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和5年4月25日から令和8年4月24日までの3年間の申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。1枚目は案内図でございます。図面中央の赤丸で囲われた箇所が申請地でございます、群馬県立農林大学校より東に約1.3kmの場所に位置しております。申請地周辺は、農地や宅地、雑種地等が混在しておりますが、本申請地を含め周辺の農地は農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が公図の写しでございます。ホチキスどめされている箇所を上にして、見開いて御覧ください。申請地の隣地の筆が見切れてしまっているため、次の3枚目の公図の写しも合わせて御覧ください。図面中央の1筆が申請地でございます。今回は

申請地の一部を使用する計画でございまして、赤い点線で記された南側、カッコうち2,000平米と記載されている部分が採取予定地でございます。申請地の北側は公道、東側は田、南側は宅地と田、西側は公道でございます。

2枚目、3枚目の公図の写しをおめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。ホチキスどめしている箇所を左にして広げて御覧ください。申請地の中で黄色く塗られた部分が採掘予定地でございます。表土を10センチメートルはぎ、その下の黒土を最大で1メートル採取する計画でございます。緑色で塗られた箇所は、保全部分として、隣地との境界を1メートル残す計画でございまして、そこから安全勾配を設けて隣地との境界に段差が生じないように施工いたします。なお、申請地全体の黒土採取量は、1,283.51立米を見込んでおります。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が横断図でございます。参考までに御覧いただければと思います。採掘後の農地への復元につきましては、今回採掘を行わない部分の土を用いて、農地全体が段差にならないように復元する計画でございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。ご審議（ご協議）のほど、よろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、次は調査報告に入ります。

今回は、第1班の調査になっておりますということで、調査班長の松田健委員から報告をお願いいたします。

○21番松田委員 事前調査報告、第1班班長、松田健。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 黒土を採取する際に事前に試し掘はしていますか。

回答 試し掘は、手掘りで行いました。黒土は、地形の傾斜等により、堆積している深さが違います。計画では、均等に1メートル掘ることになっていますが、今回は、一番深く掘る箇所です。1メートルの採取になります。

質問2 採取した黒土は、申請地内の仮置場で3年間保管するのですか。

回答 黒土は最初に全て採取し保管しておくのではなく、受注するたびに必要量を採取し販売しています。そのため、販売のペースにより工期が前後するので、最大の3年間で一時転用を申請しています。別の採取地での実績では、3年かからずに採取を終了しています。

質問3 今回は、申請地の一部を採取する計画となっておりますが、残りの部分についても今後採取する予定がありますか。

回答 地主の意向もあり、今回の申請地については残りの部分を採取する予定はありません。

質問4 大型トラックの出入りがあると思われませんが、万が一公道が破損した場合はどのように

対応されますか。

回答 車両等で公道を破損した場合は、申請者が自費にて補修することとなっています。近隣の方々との関係性もありますので、地元で迷惑がかからないように対応いたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんから質疑をお受けいたします。

黒土はたぶん庭用だと思う。赤土では無いだろうから。3年間順繰りに販売するのでしょうか。

○22番飯野委員 森山推進委員と一緒に現地を見ました。今回の件については計画通りの申請と理解している。そのうえで、事業者と地主の売買契約について確認したところ、なされていない。売買契約書が無い。過去の話の十文字とか問題になっているのを見ると、売買契約書が無いことによって、地主が思うように元の地形が戻ってないとか、石が入ったりとか、問題点がでてきていた。最近はそのような問題は出ていないように思っているが、そういう中で、前回も係長と話していたんですが、売買契約書を農業委員会を出してくださいと求めることもしたくても出来ないと回答聞いたのですが、行政書士の山田委員もいらっしゃいますので、売買契約書を結んだほうが良いとおもっているのですが、山田委員に質問なんですけども良いのでしょうか。

○11番山田委員 あくまで売主買主との話し合いで、一般論でいうと、先の色んな問題が出るので通常は土地売買の契約書作るんですね。お互い信頼しているのであれば口約束でも行くわけで、どうしてもそれをしなさいとはどこにも書いていない。不動産は特になんですが、色々な法律が絡んでくるので、網羅していないと後々問題が出てくるので、決め事をしている。社会的に問題になってくれば役所等もそれで動くのではないかと考えています。

○会長 提出された申請書というのは、お互いに地主も申請書を見ているでしょう。

○事務局 そうですね。委任状は譲受人、譲渡人それぞれの方たちから委任を受けて代理人が動いています。確認書というものがあつて、農地の転用申請に事業計画、どういった内容で事業を実施していくかというものが添付されているのですが、その内容について承知しているといったものも資料としてついています。契約書の有無にかかわらず、出された申請が計画通りにされるということを両者が認識しているという前提で書類を受けている。

○22番飯野委員 その通りだとは思いますが、しかしながら、現実的に、申請するのに、申請するのに署名捺印しているが、地主は紙切れ1枚持っていない。黒土採取したことによって前と同じような使い方ができない可能性がいっぱいあるのです。

○会長 地主が書類がない代わりに、申請書でこうなっている、事業者に書類みせて、こうなっていると説明してもだめなのか。もしトラブルがあった時。

○事務局 農業委員会としては出された計画がすべてで、不動産関係でトラブルが起きないように地権者だってトラブルになるのは望ましくないでしょうし、事業所も損害賠償起こされた時に契約書

が担保となり、お互いの身を守る為の手段として契約書はあった方が良いとは思いますが、だからと言って、そのことについて事務局が口をはさむことはできないと考えていますし、契約を締結してくださいと言うことはできません。

○会長 お互いに決めておく。事務局ではそこまでできない。お互いに売るほうと買う方で気をつけてもらう。

○事務局 また、契約書をみせろとも言えないと考えています。代理人さんがいて、生業として代行してやっているものなので、出てきたものを正しいものとしてみている。

○22番飯野委員 話の通りと思いますが、その上で農業委員の立場として話しているが、なかなか前に進まないの、この場でも話しています。

○会長 詐欺も多い。売手の方で気を付けて個人で注意することが一番いいと思う。

○22番飯野委員 その通りなんですけど。地域で悩んでいるところなんで話しました。

○会長 参考意見としてね。

○会長 それでは、異議がなければ、ナンバー1につきまして、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、ナンバー2です。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番ですが議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を令和8年4月24日から令和6年4月23日に訂正をお願いいたします。それでは説明に入らせていただきます。

2番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年4月24日から令和6年4月23日までの1年間でございます。

関連案件といたしまして、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である、議案書14ページ、議案第3号ナンバー17が関連案件でございます。

なお、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしく申し上げます。

譲受法人は、建設業を営む市内の法人でございますが、代表取締役が所有する農地で営農型太陽光発電を行いたいということで、平成29年に許可を受けました。昨年度、3回目の更新時期となりましたが、営農状況が芳しくないことから、3年間ではなく、期間を1年として更新となった案件でございます。今回1年間の一時転用期間が満了となるため、更新の申請となりました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2の審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面左上にございます丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。高浜人権プラザから北西に約1kmの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央やや左上の丸に斜線で示されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、今回の申請地につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面中央の1筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と南が畑、東側が公衆用道路、西が山林にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請になりますので、申請地には既に太陽光パネルが設置されております。図面では太陽光パネルが4列に配置されておりますが、実際に設置をしたところ3列で予定していた枚数のパネルを設置することができたため、現地の状況は図面とは少し異なっております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積1.81平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は48.9キロワットでございます。また太陽光パネルとパネルの間に印がついている箇所が、フキを作付する箇所となっております。また図面には印がございませんが、パネルの下にも作付をしていると申請人より伺っております。

1枚おめくりいただきまして、五枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.2メートルで、このタイプの太陽光パネルが約2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が、営農計画書でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きフキを作付けする予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、フキは陰性植物であるため、本申請地に設置されている太陽光パネルの遮光率を勘案しても、パネル下での栽培に支障はないと考えられます。支柱につきましては、最低地上高が約2.2メートル、最高地上高が約3メートル、間隔も2メートルであることから作業に必要な空間を確保出来、効率的に農作業を行えるものと考えられます。下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画下部に記載のとおりでございます。こちらは県の農業経営指標を根拠に、見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。収量につきましては、これまでと比較すると少しずつ増加しているとのことですが、提出された実績報告では地域の平均的な収量の8割を超える収穫は実現できていない状況でございます。

次のページをご覧ください。こちらは年間の営農計画でございます。1年目から3年目まで作付予定作物はフキでございます。圃場には既にフキが作付けされておりますので、施肥や除草管理を行っていく計画でございます。次の利用する農業機械ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては6年、そのうち本申請地に作付予定の、フキにつきましては5年の経

験がございます。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくおねがいます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これから調査報告に入ります。それでは、松田班長、お願いいたします。

○21番松田委員 事前調査報告、第1班班長、松田健。

農地法第5条許可申請、審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者1名の出席でした。

質問1 昨年の調査時にフキの品種を変更すると伺いましたが、現在のフキの品種は何ですか。

回答 最初は水フキでしたが、成長が芳しくなかったため、現在は秋田フキを栽培しています。

質問2 申請地には行者ニンニクが作付けされていましたが、今後は作付作物を変更するのですか。

回答 行者ニンニクは試験的に作付けしています。昨年の12月に300株ほど植え付けました。ある程度の日陰での栽培が適しているとのことなので、株分けができるようになる3年ほど様子を見て、フキと両立したいと考えています。

質問3 収穫したフキの出荷先はどちらですか。

回答 知り合いの飲食店に出荷しました。そのほか、知人や親戚に配りました。

質問4 申請地は傾斜地ですが、水の管理はどのように行っていますか。

回答 傾斜を利用して、群馬用水の水を常時流して乾燥しないように灌水しています。

質問5 もっと全体に均等にまくようにしないと乾燥してしまうと思います。スプリンクラーの導入を検討するなどして、全体的に散布できるように工夫をしてみてください。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんから質疑をお受けいたします。

○会長 事前協議でも委員さんからありましたが、本人も納得して1年で一生懸命やるということ。どうでしょうか。1年で許可することでもいいですか。3年という意見があれば出してください。調査班の誰が行った。加藤委員。

○17番加藤委員 私の方から1年と話して、本人も了解した。

○会長 他になければ1年で許可としますがよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続いて南部の一括審議を行います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

4番 契約内容は賃貸借、近隣でこども園を営んでいるが利用者増加に伴い駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため住宅の建替えに伴い是正したいという一般住宅の申請でございます。宅地539.50平米と一体利用の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、空手塾の経営開始に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、現在の住まいでは手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、隣地の開発に伴い住宅への進入路を確保するため申請地を母より借り受けて使用したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地501.12平米と一体利用の計画でございます。

16番 契約内容は賃貸借、申請地近隣で工事を請け負っているが工事車両及び作業員用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら、一時転用の申請ですので転用期間が定められております。令和5年4月24日から令和8年4月23日まで

の3年間の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、現在の住まいが手狭なため申請地を妻の祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。雑種地127平米と一体利用の計画でございます。

21番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて療術院を建築したいという療術院の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして第一種低層住居専用地域でございます。

25番 契約内容は賃貸借、太陽光発電設備敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。宅地254.54平米及び山林730平米と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、南部地区の一括案件は23件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明は終わりました。南部地区の案件で、審議は休憩後に行いますので、よろしく申し上げます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。先ほど南部の5条の説明がありました。ナンバー23は堀越委員の関係する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない」とありますので、ナンバー23を最終の審議、質疑として、その際は堀越委員に一時ご退出をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバー23を除いて、これより質疑をお受けいたします。よろしく申し上げます。

○会長 皆さんから質問等無ければナンバー23に入ります。

それでは、堀越委員お願いします。

(24番堀越委員 退席)

○会長 それでは、これより23番について審議をしたいと思います。皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、入室してください。

(24番堀越委員 着席)

○会長 それでは、25番まで許可として、これから北部の議案に入ります。

北部の議案を、事務局、一括説明してください。お願いします。

○事務局

26番 契約内容は売買、住宅設備業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため隣地する申請地を買い受けて使用したいという、露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第一種住居地域でございます。

27番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

28番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました、計画変更申請、議案書5ページ、6ページ、議案第2号ナンバー1、ナンバー2及び地上権設定の3条許可申請、議案書11ページ、議案第3号ナンバー8が提出されております。

29番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年4月25日から令和8年4月25日までの3年間でございます。

また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました、計画変更申請、議案書7ページ、8ページ、議案第2号ナンバー3、ナンバー4及び地上権設定の3条許可申請、議案書12ページ、議案第3号ナンバー9が提出されております。

30番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がござ

いまして、第一種中高層住居専用地域でございます。

31番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和5年4月25日から令和8年4月25日までの3年間でございます。

また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました、地上権設定の3条許可申請、議案書12ページ、議案第3号ナンバー10が提出されております。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

33番 契約内容は賃貸借、足場の設置及びリース業を営んでいるが資材置場が不足しているため営業所に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます、転用済みの畑3,291平米と一体利用の計画でございます。なお、開発指導課の事前協議につきましては、令和5年3月8日に締結済みでございます。

34番 契約内容は賃貸借、入居の需要が見込まれる申請地を借り受けてアパートを建築したいという長屋建住宅の申請でございます。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく相続で取得した申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地304.92平米と一体利用の計画でございます。

また、先にご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ議案第1号ナンバー2が関連案件でございます。

37番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地417.13平米と一体利用の申請でございます。

39番 契約内容は売買、介護事業を営んでいるが事業拡大に伴い申請地を買い受けて新たに老人デイサービスセンター及び有料老人ホームを建設したいという社会福祉施設及び福祉施設の申請でございます。

40番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

41番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

42番 契約の内容は賃貸借、近隣での工事の請負に伴い一時転用していた駐車場及び資材置場の転用期間が満了したため、新たに申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和5年4月24日から令和8年4月23日までの3年間の申請でございます。なお、次のナンバー43、ナンバー44が同一事業の関連案件でございます。

43番 契約の内容以降は42番と同様でございます。

44番 契約の内容以降は42番と同様でございますが、本件のみ白地の農地になりますので、転用期間が令和5年4月24日から令和10年4月23日までの5年間の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したい、という支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は令和5年4月24日から令和8年4月24日までの3年間の申請でございます。

また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました、地上権設定の3条許可申請である、議案書14ページ、議案第3号ナンバー16が関連案件でございます。

47番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

49番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

52番 契約内容は売買、新築住宅の建築にあたり接道がないため申請地を買い受けて使用したいという通路用地の申請でございます、雑種地571平米と一体利用の申請でございます。

53番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます、宅地143平米と一体利用の

申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第二種中高層住居専用地域でございます。

54番 契約内容は売買、紙工業を営んでいるが従業員用の駐車場の不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地94平米と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区一括案件につきまして、29件でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長 26から54番審議に入りまして、質疑をお受けいたします。

今回42番、43番、44番で農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するわけですが、新たに一時転用の期限が過ぎたということで、同じ場所ということですか。

○事務局 先月申請が出てきました近隣の工場の開発に伴う案件になります。今までは工場立地する場所の農地を一時転用していたが、本格的な着工にはいるので、そちらは工場用地として開発が進むことになり、新たに西と南に借りて工事のために駐車場として使用したいということでの申請になります。

○会長 分かりました。それではそれも含めて質疑をお受けします。無ければ、許可相当とし、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○ 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

ナンバー1 現況地目は原野となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況からみて、農地復元をしても、継続的な利用ができないため。でございます。

ナンバー2 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況からみて、農地復元をしても、継続的な利用ができないため。でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長 今、事務局からナンバー1とナンバー2の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告をお願いします。

まず、ナンバー1ですが、ナンバー1は吉井東地域ですので新井元委員から報告をお願いします。

○23番新井委員 はい、ナンバー1について現地を確認した結果をご報告いたします。2月17日に推進委員の吉田和夫委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地は接道もなく、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 続いて、ナンバー2ですけれども、ここは榛名の上室田地域ですので、地域担当委員の石井多加志委員から報告をお願いします。

○19番石井委員 はい、ナンバー2について現地を確認した結果をご報告いたします。2月20日に推進委員の長壁充好委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地は山林と一体化しており、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 2カ所について地域担当から報告がありました。それではこれより審議に入ります。皆さんから質問等ありましたらお願いいたします。1番は接道が無い。説明が終わりました。

道と川の間に挟まれていて2、3メートルの段差がある機械が入れない。

昔の人はそういうところで耕作して偉いね。異議が無ければ証明してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。証明することにいたします。

続きまして報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで羽鳥係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域ほか7件、合計8件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は贈与、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか27件、合計28件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか6件、合計7件の18条の通知につま

して書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては令和5年1月の総会において許可相当としていただいた案件でございます。開発許可の遅れから許可日がずれ込んでおりましたが、令和5年3月2日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

また、41ページの3番及び4番については農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。

4条が2件、5条が50件、合計52件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和5年3月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

それで、その他ということで、事務局から何かありますか。無いですか。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第34回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時25分 閉会